

1.2 高圧ガスの取り扱いに対する規制

(1) 取り扱いに対する規制の概要

高圧ガスの取り扱いに対する規制は、高圧ガスの取り扱いの種類、すなわち高圧ガスの製造、販売、貯蔵、輸入、移動、消費、廃棄等に応じて次の表に示す内容の規制が課せられています。

表 1-3 高圧ガスの取り扱いに対する規制内容

		知事許可	知事届出	完成検査	技術基準適合義務	届出等 保安教育計画、 危害予防規程、 保安教育	選任 保安責任者等の	保安検査	定期自主検査	帳簿への記載	変更	
											許可	届出
製造	第一種	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認定指定設備		○		○			○	○			○
	第二種		○		○		△		○			○
	販売		○		○		△			○		○
貯蔵	第一種	○		○	○					○	○	○
	第二種		○		○					○	○	○
	輸入				○							
	移動				○		△					
消費	特定消費		○		○		○		○			○
	その他				○							
	販売				△							

△印は、ガスの種類によって規制を受けるが、不活性なフルオロカーボンについては規制がない項目

(2) 冷凍空調装置の設置基準

a) 火気及び可燃物が付近にないこと

冷凍設備は、火気設備のない室に設置すること。但し、表 1-4 及び表 1-5 に示す距離以上の場合はこの限りでない。

* 1) 耐火防熱壁の構造

- ① 厚さ 1.5 mm 以上の鋼板
- ② 鋼製の骨組みの両面に厚さ 0.6 mm 以上の鋼板を張り、20 mm 以上の空間を設けたもの
- ③ 厚さ 10 mm 以上の硬質の不燃材料で、強度の大きな構造のもの

表 1-4 冷凍設備と火気設備間の距離（フルオロカーボンの場合）

火気設備の区分	条 件	距離(単位m)	
		冷凍能力 50トン以上	冷凍能力 50トン未満
大型火気設備	耐火防熱壁 ^{*1)} を設けていない場合	5	1.5
	耐火防熱壁を設け、又は温度過昇防止措置 ^{*2)} を講じてある場合	2	0.8
中型火気設備	耐火防熱壁を設けていない場合	2	1
	耐火防熱壁を設け、又は温度過昇防止措置を講じてある場合	1	0.5
小型火気設備	耐火防熱壁を設けていない場合	1	1